

## 2017年3月21日の共謀罪法案、閣議決定を受けた社説（3月22日、23日）

### ●朝日新聞「共謀罪」法案 疑問尽きない化粧直し

かつて3度廃案になった「共謀罪」を創設する法案が、化粧直しをして組織的犯罪処罰法改正案として閣議決定された。

先立つ与党審査では、当初案になかった「テロリズム集団」という言葉を条文に書きこむ修正がされた。テロ対策の法案だと世間にアピールするのが狙いで、法的に特段の意味はない。

化粧直しのポイントは、（1）取り締まる団体を「組織的犯罪集団」に限定する（2）処罰できるのは、重大犯罪を実行するための「準備行為」があった場合に限定する（3）対象犯罪を組織的犯罪集団のかかわりが想定される277に絞る——の三つだ。

だが、いずれにもごまかしや疑問がある。

旧来の共謀罪についても、政府は「組織的な犯罪集団に限って成立する」と言ってきた。だとすれば（1）は新たな縛りといえない。安倍首相の「今度は限定している。共謀罪との大きな違いだ」との国会答弁は、国民を誤導するものに他ならない。

（2）の「準備行為」も何をさすのか、はっきりしていない。

殺人や放火などの重大犯罪には「予備をした者」を罰する規定が既にあるが、これと「準備行為」はどこが違うのか。準備行為である以上、犯罪が実際に着手される前に取り押さえることになるが、それまでにどんな捜査が想定されるのか。わかりやすい説明が必要だ。

共謀罪は組織犯罪防止の国際条約に加わるために必要とされた。そして条約の解釈上、重い刑が科せられる600超の犯罪に一律に導入しないと条件を満たせないというのが、政府の十数年来の主張だった。

（3）はこれを一転、半減させるというものだ。融通無碍（むげ）、ご都合主義とはこのことだ。

現時点で政府が「市民生活に影響は及ばない」と説いても、状況次第で法律の解釈適用をいかようにも変えられると、身をもって示しているに等しい。

そもそも条約をめぐるのは、これほど大がかりな立法措置を求めておらず、現行法のままで加盟可能との異論も以前からある。何らかの手当てが必要だとしても、277の罪が妥当かの精査は当然必要となろう。

条約を締結できないことで、これまでにどんな支障が生じ、締結したらいかなるメリットがあるのか。この点についても、政府から説得力のある具体的な説明はなされていない。

犯罪が実行されて初めて処罰するという、刑法の原則をゆるがす法案である。テロ対策の名の下、強引に審議を進めるようなことは許されない。

### ●読売新聞 テロ準備罪法案 政府は堂々と意義を主張せよ

テロ対策の要諦は、事前に犯行の芽を摘むことである。政府は、法案の早期成立に万全を期さねばならない。

テロ等準備罪の創設を柱とする組織犯罪処罰法改正案が国会に提出された。

2020年東京五輪を控え、テロ対策は喫緊の課題だ。改正案が成立すれば、国際組織犯罪防止条約への加入が具体化する。締約国間で捜査共助や犯罪人の引き渡しが円滑にできるようになるなど、メリットは計り知れない。

法案化の過程で、対象となる「組織的犯罪集団」が「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」に修正された。テロの文言がなく、与党の批判を招いたためだ。

組織的犯罪集団は「共同の目的が一定の犯罪を実行することにあるもの」と定義される。修正により、テロ対策という立法の趣旨は、より明確になったと言える。

「その他」に想定されるのは、暴力団や振り込め詐欺集団だ。犯罪の抑止効果が期待できよう。

テロ等準備罪の成立には、犯行計画に加え、資金調達などの準備行為の存在が不可欠だ。要件を満たさない限り、裁判所は捜索や逮捕に必要な令状を発付しない。

適用範囲が恣意的に拡大される、といった民進党などの批判は当たるまい。「一般市民も対象になりかねない」という指摘も殊更、不安を煽るものだ。

対象犯罪について、政府は当初の676から、組織的犯罪集団の関与が現実的に想定される277に絞り込ん

だ。「対象の団体を限定した結果、犯罪の絞り込みも可能になった」との見解を示す。

公明党が「対象犯罪が多すぎる」と主張したことにも配慮した。理解を広げるために、一定の絞り込みは、やむを得ない面もある。

政府は過去に「条約上、対象犯罪を限定することは難しい」と説明している。これとの整合性をどう取るかが課題だ。

国会の審議では、共謀罪法案との違いを際立たせようと腐心する政府の姿勢が目立つ。

共謀罪法案を3度も提出したのは、必要性が高かったからだろう。差異を付けることを優先するあまり、今回の改正案が捜査現場にとって使い勝手の悪いものになっては、本末転倒である。

国民の安全確保に資する法案であると、堂々と主張すべきだ。

金田法相の答弁は不安材料だ。要領を得ない受け答えが多く、「成案を得てから説明する」と繰り返してきた。緊張感を持って、審議に臨んでもらいたい。

## ●毎日新聞「共謀罪」法案 説明の矛盾が多過ぎる

テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案が閣議決定された。

政府はかつて「共謀罪」新設の関連法案を3度提出したが、廃案になった。名称を変えた今回の法案も、組織犯罪が計画段階で幅広く処罰可能となる本質は変わらない。

法整備は、国際組織犯罪防止条約の締結に欠かせないと政府はいう。

確かに条約締結には意義がある。国際社会が手を結ぶことは必要だ。

最大の焦点は、締結のためにテロ等準備罪の創設が必要かどうかだ。

条約は、重大な犯罪の合意（共謀）を処罰できる法整備を締結国に求めている。だが、こうした処罰の規定は人の内心に踏み込む。捜査側の対応次第で国民生活も脅かされる。

日本の刑法は、犯罪行為に着手した時点で処罰の対象とするのが原則だ。例外的に殺人の予備や内乱の陰謀など重大な犯罪では未遂以前の行為を罰せられる。だが、その数は70程度に限られている。

今回の法案は従来の原則からかけ離れている。

条約は各国の国内法の原則に従って法整備することを認めている。ならば現行法で条約締結は可能だというのが民進党など野党の主張だ。

一方、政府はそれでは締結に不十分だという。政府が国会に提出した資料では、経済協力開発機構（OECD）加盟35カ国のうち、条約締結時に共謀罪などを新設したのは4カ国で、残りはももとの国内法で対応した。これをどう見るか。

なぜ法整備が条約締結のための必要条件なのか。法学者ら専門家の見解も分かれる。まずは政府が丁寧に説明し、議論の土台とすべきだ。

それにしても、これまでの政府の説明には矛盾が目立つ。

最大のほころびは対象犯罪数だ。条約が法整備を求める4年以上の懲役・禁錮の刑を定める犯罪数は676あり、選別はできないと政府は説明してきた。だが、公明党の意見をいれ、今回の法案では対象犯罪を277に絞り込んだ。これでは過去の説明と整合しない。

法案の再提出に当たり、唐突にテロ対策の看板を掲げたことも理解できない。条約はマフィアによる犯罪収益の洗浄などへの処罰を目的としたものだ。

安倍晋三首相が、東京五輪・パラリンピックのテロ対策を理由に「法整備ができなければ開催できないと言っても過言ではない」などと発言するに至っては、まさに首相が批判する印象操作ではないか。

共謀罪から絞り込んだ要件にも懸念が出ている。組織的犯罪集団に市民が入る余地はないのか、といった点などだ。政府は「共謀罪とは別物だ」との説明を繰り返してきたが、明らかに共謀罪の延長線上にある。

## ●日本経済新聞 十分な審議が必要な「共謀罪」

政府は組織犯罪処罰法の改正案を閣議決定した。テロや組織的な犯罪を、実行される前の計画段階で処罰できる「テロ等準備罪」を新設するのが目的だ。いまの国会での成立を目指す。

テロ等準備罪はこれまで3回にわたり「共謀罪」の名称で法案が提出されたが、「処罰対象が不明確」「恣意的に運用されかねない」といった批判が強く、いずれも廃案になっている。

今回の法案では、適用の対象を「組織的犯罪集団」に限定した。処罰するためには重大な犯罪を計画したことに加え、現場の下見といった準備行為が必要となるような見直しも行った。

法律の乱用を防ぐといった観点から、こうした修正は評価できる。しかしこの法案の必要性や意義について、そもそも国民の間に理解が深まっているとは言いがたい。国会審議の場では成立を急ぐことなく、十分な時間をかけて議論を尽くす必要がある。

共謀罪の制定は、国際組織犯罪防止条約を締結するため各国に課せられた義務の一つである。だが廃案が続いたこともあり、今回政府は国民が理解しやすいテロを前面に出して必要性を訴えてきた。

当初の法案の中に「テロ」の文言がなく、与野党から指摘を受け慌てて盛り込むことになった背景にもこうした事情がある。

テロも組織犯罪の一形態とは言えるが、国会審議ではまず、資金洗浄や人身売買、薬物取引など条約がうたう「本来」の組織犯罪対策のあり方などについて十分に議論すべきではないか。現に日本は暴力団犯罪など組織犯罪の脅威にさらされている。

テロ対策も 2020 年の東京五輪をにらんで欧米並みに取り組むのであれば、この条約に便乗するだけでは中途半端に終わってしまいかねない。テロを正面から定義することからはじめ、海外と比べて法制度や捜査手法の面でどのような問題、課題があるのかを分析し、国民に問うていく。こうした作業が必要なはずだ。

## ●北海道新聞「共謀罪」提案 危険な本質 容認できぬ

政府はきのう、「共謀罪」の構成要件を変更しテロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案を閣議決定し、国会に提出した。

共謀罪は個人の内心を処罰対象とし、犯罪実行前の幅広い摘発を可能にするものだ。実行後の処罰を原則としてきた刑法の体系を大きく変え、捜査当局の恣意（しい）的な運用を許す恐れが拭えない。

改正案が過去 3 度廃案になったのも、問題が多すぎたからだ。多少の修正を経ても本質は変わらない。国会は徹底審議し、危険性を浮き彫りにすべきである。

テロ等準備罪成立には、テロ集団などの組織的犯罪集団による犯罪実行の共謀に加え、資金調達などの準備行為が必要としている。

組織的犯罪集団や準備行為の定義自体があいまいで、一般市民が対象となる可能性を排除できていないのが問題だ。

そもそも、必要性自体に首をかしげざるを得ない。

政府はこれまで、国際組織犯罪防止条約締結のために共謀罪創設が必要としてきた。今回はそれに加え東京五輪・パラリンピックに向けたテロ対策を強調している。

安倍晋三首相は「締結できなければ五輪を開けないと言っても過言ではない」とまで答弁した。だが、内容を点検すればテロ対策の看板にも偽りがあるように映る。

対象犯罪 277 のうち、組織的殺人やハイジャックなど「テロの実行」に分類されるのは 110 にすぎない。それ以外は、犯罪の資金源を断つためとして経済犯罪を幅広く含めているのが特徴だ。

これまでの審議でも、テロのような重大犯罪の防止には既存の予備罪や準備罪などで対処できるとの野党側の再三の指摘に、政府は納得のいく説明をしていない。

注意すべきは犯罪の準備行為を加えた今回の法案でも、捜査の核心は共謀の立証にあることだ。

立証には計画段階から集団の動向を監視する必要があり、通信傍受や密告の奨励などの捜査手法が広がる懸念が指摘されている。

菅義偉官房長官はきのう「テロ等準備罪を通信傍受の対象とすることは全く考えていない」と述べた。だが金田勝年法相は国会で「今後検討すべき課題」と述べ、将来の可能性は否定していない。

法案が犯罪実行前の自首に刑の減免規定を設けたのも、密告の奨励が目的だとの見方がある。

政府が意図しなくても、やがては国民生活の隅々に警察の一層の監視の目が光る。そんな社会の到来を許してはならない。

## ●東奥新聞 基本的人権との摩擦生む／「共謀罪」法案

政府は共謀罪を取り入れた組織犯罪処罰法改正案を閣議決定した。今国会での成立を目指す。改正案は 2 人以

上で重大な犯罪を計画すれば、実行しなくても処罰の対象となる。犯罪の実行で結果が発生して初めて罰するという刑事法の原則を大きく変える。捜査機関は計画段階の犯罪をあぶり出すため社会に監視の網を広げようとするだろう。

通信傍受で電話やメールの内容に目を光らせたり、隠し撮りしたり。屋内に送信機を仕掛け日常会話を拾う会話傍受など新たな捜査手法の導入も警察内で検討課題になっている。プライバシーの領域に立ち入ることなしに「内心」を探ることはできず、憲法が保障する基本的人権との摩擦を生むのは避けられない。

政府は2020年の東京五輪・パラリンピックに向けテロ対策を強化するのに不可欠とする。過去に批判を浴び、法案が3度廃案になったときの共謀罪と違い、構成要件が厳格で一般の人が対象になることはあり得ないとも言う。

適用対象は「組織的犯罪集団」だが、普通の団体なども目的が一変した場合には対象になると政府は答弁している。対象犯罪も当初の半分以下に減らしたとはいえ300近くに及ぶ。拡大解釈や過剰な取り締まりによって、国への批判を萎縮させる恐れが指摘されている。

政府は閣議決定した法案から「共謀」の2文字を完全に消した。「内心の自由」を侵すと批判を招き、日の目を見なかった過去の共謀罪法案と異なることを強調するためだ。共謀罪ではなく「テロ等準備罪」という罪名を持ち出し、テロ対策を前面に掲げた。

しかし、いくら字面をいじっても共謀を罰するという本質は変わらない。組織的犯罪集団は「重大な犯罪を実行するために結合する団体」と定義されるが、常習性や反復継続性などの要件はなく、市民団体や会社も対象になるとの懸念は根強い。

そもそもなぜ、この法案が必要なのか。政府は航空機乗っ取りなどの事例をいくつか挙げ「現行法では的確に対処できない」とする。野党が有力な学説を引き「ハイジャック防止法の予備罪を適用できる」と指摘しても「予備罪に当たらないこともある」と繰り返し、具体的に現行法のどこに不備があるのかは判然としない。政府は今後の審議で、こうした疑念や不安の数々にこたえていく必要がある。

## ●陸奥新報「共謀罪」閣議決定「疑念払拭へ説明尽くせ」

「共謀罪」の構成要件を改めた「テロ等準備罪」を創設する組織犯罪処罰法改正案が閣議決定された。政府は「共謀罪」法案が三たび廃案となった反省から、処罰対象をテロ組織など「組織的犯罪集団」に限定するなどした。今国会での成立を目指すとしているが、道のりは平坦ではないだろう。

共謀罪法案は2003年に初めて提出され、05年までに3度提出されたがいずれも廃案となった。当時は犯罪の合意や計画だけで罪に問えることになり、「既遂」や「未遂」での処罰を原則とする現行刑法の体系が覆いかねないことを中心に反対論が噴出した。600余りの犯罪に共謀罪を新設する内容に、「目くばせしただけで犯罪になる」「市民団体や労働組合も処罰される」といった批判が巻き起こった。

こうした経緯を踏まえ、今回は謀議だけでは犯罪にならないようにするなど要件を厳格化し、対象犯罪を277に絞り込んだ。だが、野党は「捜査権乱用の懸念がある」と指摘し、市民団体からも「国家権力による恣意(しい)的な運用が行われ、市民の政治的自由が侵害される」といった不安が高まっている。

批判や不安がなかなか払拭(ふっしょく)されないのは、これまでの政府の説明が曖昧なためだろう。組織的犯罪集団をめぐる自民党部会では、大学サークルによる集団婦女暴行事件が例に出された。法務省は「サークルは指揮命令系統がないため該当しない」との見解を示したが、出席議員から「体育会系は指揮系統がある」と指摘されるなど、十分な説明が尽くされたとは言いがたい。

普通の団体でも性質が「一変」すれば、組織的犯罪集団に該当するとの法務省見解も批判を招いている。安倍晋三首相は一変した例としてオウム真理教を挙げた。ただ、どの時点で犯罪集団となったかなど具体的な判断基準は示されていない。

首相は1月の衆院本会議で「国内法を整備し、国際組織犯罪防止条約(TOC条約)を締結できなければ、東京五輪を開けないと言っても過言ではない」と断言したが、五輪招致に際し、こうした主張を聞いた人はどれほどいるだろうか。

その後、テロ対策の重要性が増したことは確かだが、政府が当初示した法案に「テロ」の文言はなかった。「対テロが目的なら反対できない」(自民党幹部)との狙いが透けて見え、法案を成立させるための後付けとの印象が拭えない。

TOC条約には既に187カ国・地域が加盟しており、未締結国は日本やイランなどわずかだ。テロや組織犯

罪から国民を守るため、国際的な連携の枠組みに参加するのは政府の責務と言える。しかし、改正案成立を優先し、国民の疑念を払拭する努力を怠れば批判は免れない。国会審議では丁寧な説明が求められる。

## ●岩手日報「共謀罪」提出 数で押すのは許されぬ

「共謀罪」法案が、いよいよ国会に提出された。

共謀罪は「内心の自由」を侵すとの強い批判から、過去3度も廃案になっている。政府は閣議決定に当たり、関連の組織犯罪処罰法改正案から「共謀」の文字を消去。「これまでの法案とは違う」とする体裁を整えた。

だが本質は変わらないと見るべきだろう。政府は犯罪実行のための準備行為など、構成要件を厳格化した上で「テロ等準備罪」という罪名をひねり出した。2020年東京五輪・パラリンピックに向け表看板をテロ対策に代えて反発をいなく思惑が透ける。

ところが当初、与党に示した改正案には「テロ」の表記が欠けていた。テロ防止を訴えているのにおかしいと指摘されると「テロリズム集団その他の犯罪集団」と適用対象でテロに言及。まさに「体裁を整えた」感が強い。

対象は「組織的犯罪集団」であり、一般人が対象になることはあり得ない—と政府は説明するが、これまでの答弁では、目的が一変した場合は対象になるとしている。線引きは極めてあいまいだ。

対象犯罪は当初の676から277に絞られたが、それでも相当数。拡大解釈など、捜査機関の恣（し）意（い）的運用に墮する懸念は依然として残る。

そもそも、これまで政府は「共謀罪」創設が加盟の条件とする国際条約の規定を盾に「対象犯罪は減らせない」との立場だった。このあたりにも世論の空気を見据え体裁にこだわった様子がありあり。政府、与党が年明け以後の国会の議論から学び取った中身の程が知れる。

共同通信が今月実施した電話世論調査では、改正案について反対が45・5%で賛成の33・0%を上回った。前回1月時点では、賛成42・6%で反対40・7%より多かった。

法案提出前の議論を封じる動きを見せるなど、担当閣僚のヨレヨレの答弁もあり、議論を経て賛成を大幅に減らした事実は重い。

言論弾圧の後ろ盾となった戦前の治安維持法も、国は当初「一般国民は無関係」などと説明していた。なぜ今、法案が必要なのか。「五輪があるから」は説明ではない。

野党が有力な学説を引きつつ現行法でもテロ対応は可能と訴えても、政府は「必要」を繰り返すばかり。国際条約加盟に必要な—との説明に日弁連などが疑義を挟んでも、まともな反論もない。

法案は人権の問題に直結する。成立すれば「未遂が処罰されず、計画段階で処罰される犯罪が出てくる」との指摘もある。犯罪の実行を処罰対象とする刑事法の原則に関わる重大な局面を政権が厳粛に受け止めるなら、数の力で押すのは決して許されない。

## ●河北新報「共謀罪」閣議決定／「監視社会」に向かう危険性

いわゆる「共謀罪」の導入に向けて政府はきのう、組織犯罪処罰法の改正案を閣議決定し、今の国会での成立を目指す姿勢を鮮明にした。

過去に3度も廃案になった法案と比べると、「テロ等準備罪」へと名称や構成要件が変わり、適用は「組織的犯罪集団」に限られたが、一般人も影響を受けかねない危険な性格は依然残っている。

法案も提出されたのだから、国会で徹底的に問題点を議論すべきだ。法案の内容に加え、今後予想される捜査手法についても、歯止め策の検討などが不可欠になる。

共謀（計画）と準備の段階で立件しようとするれば、常識的には私的な通信の傍受や追跡といった捜査が必要。政府内には「通信傍受の対象外」との声があるものの、公権力による監視社会に陥りかねない危険性をはらむことにも十分注意しなければならない。

共謀罪に対しては、酒の上の冗談で犯行を計画しただけでも犯罪として立件されかねない、と批判されてきた。そのためか政府は今回、「準備行為」も要件に加えた。実行のための資金調達や現場の下見などが該当するという。

ただ、計画性が条文から消えたわけではないので、計画の段階から捜査が始まって何ら不思議はない。

以前は「団体」だった捜査対象も、「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」と変わった。政府は3年後の東京五輪に備えたテロ対策を強調してきた経緯がある。

「テロ集団」などの言葉が法律のどこにもないことが批判されて表現が変わったが、では組織的犯罪集団が何

を指すのかとなると、曖昧さは拭えない。

実際にはおそらく、捜査する側が何らかの理由で「組織的犯罪集団の疑いあり」とみなせば、捜査に着手できるということになるのだろう。

共謀罪が適用される犯罪の数は以前は600を優に超えたが、今回は277と半分以下になった。それでもかなりの数であり、テロとは縁が薄そうな犯罪も含まれる。

結局、今回の法案でも国際的なテロ組織の取り締まりに特化しているわけではなく、一般国民に適用されることがないと言い切ることは困難。むしろ導入による「副作用」が心配になる。

計画と準備のみで犯罪を摘発しようとするれば、電話やメールの傍受に頼ることになりかねないし、広範囲に移動を監視する必要も出てくる。通信傍受は今やかなりの犯罪で可能だし、衛星利用測位システム（GPS）の端末をひそかに車に取り付ける捜査も実際に行われている。

傍受や監視は、容疑者と目される人物の周辺まで及ぶことも十分あり得るだろう。もちろん本人は何も知らないうちに。共謀罪の議論に当たっては、人権やプライバシーが危機にひんしかねないことも決して忘れてはならない。

## ●山形新聞「共謀罪」法案、閣議決定 国民の不安に耳傾けよ

テロなどの重大な組織犯罪の摘発に有効な側面はあるかもしれない。一方で、法律の拡大解釈や過剰な取り締まりによって、国に対する批判が萎縮させられるのでは一と感じる人々も多い。国は今後の国会審議で、国民のさまざまな疑念や不安に丁寧に答えていく必要がある。

政府は21日、共謀罪を取り入れた組織犯罪処罰法改正案を閣議決定した。今国会に提出する。成立すれば、2人以上で重大な犯罪を計画した場合は実行しなくても処罰の対象となり、犯罪の実行に伴い結果が発生して初めて罰するという日本のこれまでの刑法体系は大きく変わることになる。

政府は2020年の東京五輪・パラリンピックに向けてテロ対策を強化するために、法改正は不可欠とする。過去に批判を浴び、法案が3度も廃案になった際の共謀罪とは全く違い、構成要件が厳格で一般の人が対象になることはあり得ないとも言う。

経過を振り返ってみる。国連総会は2000年、国際組織犯罪防止条約を採択し、03年には国会で締結が承認された。政府は条約の要請に基づき03～05年に3度、組織犯罪処罰法の改正案を提出した。当時の改正案は適用対象を単なる「団体」と規定。600以上もの犯罪を対象にしていたため「市民団体や労働組合にも適用される」といった批判を浴びた。

今回の改正案で適用対象は「組織的犯罪集団」となった。政府はテロ組織や暴力団、麻薬密売組織などを例示。普通の団体なども目的が一変した場合には対象になると答弁している。当初対象とする方針だった犯罪数676は、公明党などの批判を受け277に絞り込まれた。

この日閣議決定した法案は「共謀」の代わりに「テロ等準備罪」という罪名を持ち出し、テロ対策を前面に掲げた。過去の条文にあった「共謀」も「計画」に置き換えた。さらに犯罪の合意つまり共謀に加え下見などの「実行準備行為」がないと処罰できないよう構成要件を厳格化したとする。

ではこの法律は、政府が前面に打ち出すテロ対策にどの程度効果を発揮するのか。例えば、オウム真理教による地下鉄サリン事件など一連のテロは、共謀罪を適用すれば防ぐことができたのだろうか。

東京地検刑事部副部長として教団への捜査を指揮した神垣清水弁護士は「プロから見て、あれば有益な法律だろう」とみる。教団はサリン事件に先立ち、原料となる大量の化学物質を購入した。「常識で考えられない量を闇で購入していると分かれば、『組織的犯罪集団』として十分疑わしいということになる」

一方「仮に共謀罪があったとしても、防止には全く役に立たない」と切り捨てるのは、教団から猛毒のサリンやVXによる襲撃を受けた滝本太郎弁護士だ。「現行法をきちんと運用すれば、教団の事件の多くは防げた。大事なのは、本当に危ないものを見分ける捜査機関の感性」と強調する。

結局のところ大切なのは人間の情報収集力と判断力であり、恣意（しい）的に法律を振りかざしても危機を防ぐことはできないということだ。このことを十分踏まえた上での国会論戦を望む。

## ●茨城新聞 共謀罪法案 基本的人権と摩擦生む

政府は共謀罪を取り入れた組織犯罪処罰法改正案を閣議決定し、国会に提出した。成立すれば、2人以上で重

大な犯罪を計画したら実行しなくても処罰の対象となり、犯罪の実行で結果が発生して初めて罰するという刑事法の原則を大きく変える。捜査機関は計画段階の犯罪をあぶり出すため社会に監視の網を広げようとするだろう。

通信傍受で電話やメールの内容に目を光らせたり、隠し撮りしたり。屋内に送信機を仕掛け日常会話を拾う会話傍受など新たな捜査手法の導入も警察内で検討課題になっている。プライバシーの領域に立ち入ることなしに「内心」を探ることはできず、憲法が保障する基本的人権との摩擦を生むのは避けられない。

政府は2020年の東京五輪・パラリンピックに向けテロ対策を強化するのに不可欠とする。過去に批判を浴び、法案が3度も廃案になったときの共謀罪と全く違い、構成要件が厳格で一般の人が対象になることはあり得ないとも言う。だが法案の条文から、そうしたことは読み取れない。

適用対象は「組織的犯罪集団」だが、普通の団体なども目的が一変した場合には対象になると政府は答弁。対象犯罪も当初の半分以下に減らしたとはいえ、300近くに及ぶ。拡大解釈や過剰な取り締まりにより国への批判を萎縮させる恐れも指摘され、数々の疑念や不安が解消されない限り、この法案は受け入れられない。

政府は閣議決定した法案から「共謀」の2文字を完全に消した。「内心の自由」を侵すと強い批判を招き、日の目を見なかった共謀罪法案とは異なることを強調するためだ。共謀罪ではなく「テロ等準備罪」という罪名を持ち出し、テロ対策を前面に掲げた。過去の条文にあった「共謀」も「計画」に置き換えた。

さらに犯罪の合意つまり共謀に加え、下見などの「実行準備行為」がないと処罰できないよう構成要件を厳格化したとする。ところが先に与党に示した原案にはテロ等準備罪も含め「テロ」の表記は一切なく、テロ対策としてきた政府説明との整合性を問われた。

このため「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」と適用対象でテロに言及した。しかし、いくら字面をいじっても、共謀を罰するという本質は変わらない。しかも組織的犯罪集団は「重大な犯罪を実行するために結合する団体」と定義されるが、常習性や反復継続性などの要件はなく、市民団体や会社も対象になるとの懸念は根強い。

また犯罪の計画について現実的、かつ具体的でなければならないと政府は繰り返し説明しているものの、条文にそのような記述はない。下見のほか資金や凶器の用意などが例示される準備行為にしても、あいまいだ。

そもそも、なぜ、この法案が必要なのか。政府は「テロの未然防止」を強調。テロの実行に着手する前に一網打尽にしたいが、航空機乗取りなどの事例をいくつか挙げて「現行法では的確に対処できない」とする。

野党が有力な学説を引き「ハイジャック防止法の予備罪を適用できる」と指摘しても「予備罪に当たらないこともある」と繰り返すばかりだ。具体的に現行法のどこに不備があるのか説明しない。どこまでいっても、この法案にはあいまいさと危うさがつきまとう。

## ●東京新聞・中日新聞「共謀罪」閣議決定 刑法の原則が覆る怖さ

政府が閣議決定した組織犯罪処罰法改正案の本質は「共謀罪」だ。二百七十七もの罪を準備段階で処罰できる。刑事法の原則を覆す法案には反対する。

盗みを働こうと企（たくら）む二人組がいたとしよう。だが、人間というのは犯罪を共謀したからといって、必ず実行に移すとは限らない。現場を下見に行ったとしても、良心が働いて「やっぱり悪いことだからやめよう」と断念する、そんなことはいくらでもある。

共謀罪が恐ろしいのは、話し合い合意するだけで罰せられることだ。この二人組の場合は共謀し、下見をした段階で処罰される。そんな法案なのだ。何も盗んではないのに…。

### ◆当局の解釈次第では

今回の法案では二人以上の計画と準備行為の段階で摘発できる。準備行為とは「資金または物品の手配、関係場所の下見その他」と書いてある。ずいぶん漠然としてはいないか。「その他」の文字が入っているから、捜査当局にどのように解釈されるか分からない心配もある。

犯行資金をATMで下ろすことが準備行為に該当すると政府は例示するが、お金を引き出すというのはごく日常的な行為である。それが犯罪なのか。どう証明するのか。疑問は尽きない。

共謀罪の考え方は、日本の刑事法の体系と全く相いれない。日本では既遂を処罰する、これが原則である。心の中で考えただけではむろん犯罪たり得ない。犯罪を実行して初めて処罰される。未遂や予備、陰謀などで処罰するのは、重大事件の例外としてである。

だから、この法案は刑事法の原則を根本からゆがめる。しかも、二百七十七もの罪に共謀罪をかぶせるというのは、対象犯罪を丸暗記していない限り、何が罰せられ、何が罰せられないか、国民には理解不能になるだろう。

#### ◆現行法でも締結可能

この法案は「キメラ」のようでもある。キメラとはギリシャ神話に登場する怪物だ。一つの体に獅子とヤギと蛇が組み合わさった姿をしている。目的である本体は国連のマフィア対策の条約締結だ。その体に「共謀罪」がくっつき、政府が強調する「テロ防止」がくっついている。

安倍晋三首相は国会答弁で「東京五輪のために必要な法案だ」という趣旨の発言をした。これは明らかな詭弁（きべん）というべきである。そもそも日本はテロに対して無防備ではない。テロ防止に関する十三もの国際条約を日本は締結している。ハイジャック防止条約、人質行為防止条約、爆弾テロ防止条約、テロ資金供与防止条約、核テロリズム防止条約…。同時に国内法も整備している。

例えば爆発物に関しては脅迫、教唆、扇動、共謀の段階で既に処罰できる。サリンなど化学物質などでも同じである。

むしろ、政府は当初、「テロ等準備罪」の看板を掲げながら、条文の中にテロの定義も文字もなかった。批判を受けて、あわてて法案の中に「テロリズム集団」という文字を入れ込んだ。本質がテロ対策でない証左といえよう。

「五輪が開けない」とは国民に対する明白な誤導である。本質は共謀罪の創設なのだ。

確かに国連の国際組織犯罪防止条約の締結国は百八十七カ国・地域にのぼる。だが、そのために共謀罪を新設した国はノルウェーやブルガリアなどだけだ。むしろ国連は「国内法の基本原則に従って必要な措置をとる」ことを求めている。「共謀罪がなくとも条約の締結は可能だ」とする日弁連の意見に賛同する。

そもそもこの条約は国境を越えて行われるマフィアの犯罪がターゲットだ。麻薬やマネーロンダリング（資金洗浄）、人身売買などで、テロ対策の条約ではない。少なくともこの条約締結のために、刑事法の大原則を覆してしまうのは本末転倒である。

危惧するのは、この法案の行く末である。犯罪組織の重大犯罪を取り締まるならともかく、政府は普通の市民団体でも性質を変えた場合には適用するとしている。米軍基地建設の反対運動、反原発運動、政府批判のデモなどが摘発対象にならないか懸念する。

#### ◆行く末は監視社会か

専門家によれば、英米法系の国ではかつて、共謀罪が労働組合や市民運動の弾圧に使われたという。市民団体の何かの計画が共謀罪に問われたら…。全員のスマートフォンやパソコンが押収され一網打尽となってしまう。もはや悪夢というべきである。

実は捜査当局が犯行前の共謀や準備行為を摘発するには国民を監視するしかない。通信傍受や密告が横行しよう。行き着く先は自由が奪われた「監視社会」なのではなかろうか。

### ●新潟日報 「共謀罪」法案 なぜ必要か疑問に答えよ

一般の人が対象となることはないのか。強い危惧を感じる。

政府は、犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の新設を柱とする組織犯罪処罰法改正案を閣議決定し、国会に提出した。

成立すれば、実行後の処罰を原則としてきた日本の刑法体系は大きく変わることになる。

共謀罪は過去に3度、廃案となっている。捜査機関による乱用の恐れなどがあるとして、世論が強く反対したためだ。

今回の法案も実質的には従来とほとんど同じ内容と言える。

ところが政府は、2020年の東京五輪・パラリンピックに向けテロを含む組織犯罪を未然に防ぐために必要だと強調する。

国際組織犯罪防止条約の早期締結を目指したいが、条約は締結国に共謀罪の整備を求めているというのである。

しかし、そもそもこの条約はテロを想定したものではない。マフィアなどによる経済的な犯罪の撲滅を目指したものだ。

政府は2001年の米同時多発テロ以降、条約がテロ対策の性格を帯びたと主張する。

ところが今国会で「テロ等準備罪」の呼称を使用したものの、条文に「テロ」の文言がなかった。

批判を受け急ぎよ挿入することを決めている。改正法案成立を急ぐために国民が受け入れやすい「看板」にした疑念は拭えない。

法案では適用対象を「組織的犯罪集団」に限定し、政府はテロ組織や暴力団、麻薬密売組織などを例示してい



る。

2人以上で犯罪を計画し、このうちの少なくとも1人が資金の手配や関係場所の下見などの「準備行為」をしたときに、計画に合意した全員が処罰されることとなる。

日弁連などは、犯罪主体がテロ組織などに限定されているとは言えず、市民団体や労働組合にも適用される余地があるなどと批判している。

政府は「立証には高いハードルがあり乱用する恐れはない」と強調するが、これまでの議論で懸念が払拭（ふっしょく）されたとは言いがたい。

政府は当初、条約の規定に基づいて676の犯罪を対象とする方針だったが、公明党などの批判を受け277に絞り込んだ。

過去には「犯罪の内容によって選別できない」との答弁書を閣議決定しており、整合性も問われるのではない。

共同通信の世論調査では「共謀罪」について反対が45・5%で、賛成の33・0%を上回っている。

県内では、県弁護士会が法案の国会提出に反対する会長声明を出していた。

新発田市議会は国に慎重審議を要請する意見書の提出を求める陳情書を採択し、柏崎市議会も「共謀罪」に反対する議員発案の意見書を採択する予定となっている。

テロを未然に防ぐ対策を政府が講じることは必要だろう。だが条約締結については、現行法のままでも可能だという指摘もある。

なぜ「共謀罪」が必要なのか、政府には十分な説明が求められる。「数の力」で採決を強行するようなことがあってはならない。

## ●信濃毎日新聞 共謀罪法案 危うさを見極めねば

「共謀罪と呼ぶのは全くの間違いだ」「一般の人が対象になることはあり得ない」…。政府が国会で繰り返してきた説明は、いずれも論拠を欠いている。本質にある危うさを見極め、法案の審議に厳しい目を向けていかなくてはならない。

広範な犯罪について、共謀したことを処罰の対象にする法案を、政府が国会に提出した。今国会での成立を目指している。

内心の動きではなく行為を罰する刑法の基本原則から逸脱し、処罰の枠組みを一気に押し広げる。捜査機関の権限が歯止めなく拡大することになりかねない。

過去に3度、国会で廃案になった法案の焼き直しである。東京五輪に向けたテロ対策を前面に掲げた今回、政府は「テロ等準備罪」と呼び名を変えたほか、対象を「組織的犯罪集団」に限定したと説明する。一定の準備行為があることも処罰の要件に加えた。

けれども、共謀が罪とされることは変わらない。準備行為として例示した「資金または物品の手配、関係場所の下見その他」も、恣意（しい）的な運用の歯止めにならない。たまたま立ち寄っただけでも下見と判断される余地がある。

何が組織的犯罪集団にあたるのかも明確でない。犯罪目的で結成するのではない市民団体や労働組合、NPOも「目的が一変した」として捜査対象になり得る。政府の方針に反対する人たちが標的にされる懸念は消えない。

共謀罪の導入は、逮捕や捜索、差し押さえなど強制力を伴う捜査を、早い段階から可能にする。立件はされなくても、権限が乱用され、プライバシーや人身の自由が侵される恐れは高まる。

また、共謀を察知するには日常的な動向の把握が欠かせない。そうでなくても警察は、GPS（衛星利用測位システム）端末や隠しカメラの設置を秘密裏に行ってきた。市民の活動や生活が監視される恐れはさらに増すだろう。

戦前、治安維持法が制定された際にも、一般の人に累は及ばないと政府は強調した。その後、広範な人々の思想・言論弾圧につながったことは歴史が示している。

憲法は、刑罰権の乱用を防ぐため、刑事手続きについて諸外国に例を見ないほど詳細な規定を置いた。捜査・治安当局の横暴によって著しく人権が侵害された反省を踏まえたものだ。

そのことに立ち戻って考えれば、廃案にすべき法案である。政府与党が強引に審議を進めることがあってはならない。

## ●富山新聞・北國新聞「共謀罪」法案 政府は説明を尽くして

重大な組織的犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」として、「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案が閣議決定された。共謀罪の整備が条件とされる国際組織犯罪防止条約を締結するため、政府は今国会での成立をめざしている。

犯罪の謀議それ自体を処罰する共謀罪の創設は、「内心の自由を侵害する」などの批判を受け、過去3回廃案となったが、国際組織犯罪防止条約は2003年、当時の民主、共産両党を含む与野党の賛成多数で国会承認されている。世界187カ国・地域が締結する同条約に日本も加わり、国際的な協力体制の中でテロや組織犯罪から国民を守ることは、国会の責務と言ってよい。

共謀罪に関する金田勝年法相の国会答弁はこれまで、二転三転したり行き詰まったりして、国民の不安や疑念を増幅させたきらいがある。法案の説明を十分に言い、成立をめざしたい。

これまでの与野党協議では、捜査当局の恣意的な運用で一般の市民団体まで処罰の対象にされかねないといった懸念が出された。このため法案は、適用対象をテロ組織や暴力団、麻薬密売組織などの「組織的犯罪集団」とし、共謀罪の構成要件も厳格化して、犯罪計画の合意だけでなく、下見などの「準備行為」に着手したときに処罰されるとした。

また、対象の犯罪が多過ぎるとの批判を受けて、当初の676から組織犯罪との関連が深い277の犯罪に絞り込まれた。これにより、捜査当局の乱用をさほど心配する必要はないと言えよう。

民主党時代の民進党は、共謀罪を設けて国際組織犯罪防止条約を締結すること自体には反対せず、共謀罪の構成要件に「犯罪の予備行為」を加え、対象を約300の犯罪に減らす修正案を提示したことがある。今回の政府の法案は、かつての民主党案に近づいてきたのではないかと。

国際組織犯罪防止条約は元来、マフィアなどによる経済的な犯罪防止が主な狙いとされるが、テロの未然防止に重きが置かれるようになったのは当然であろう。

## ●福井新聞「共謀罪」法案 自由社会萎縮させるのか

国民を監視し、表現や思想・信条の自由という基本的人権を制約しかねない。それが「共謀罪」の本質である。政府は共謀罪の趣旨を取り入れた組織犯罪処罰法改正案を閣議決定、国会に提出した。野党だけでなく憲法、政治学者や日弁連も反対姿勢を鮮明にしている。都合のよい理由を並べたて、数の力で強行することは許されない。

「共謀罪」を創設する法案は「内心の自由」を侵すとの批判を招き、小泉政権で3回廃案になった。議論は都合十数年に及ぶが、安倍政権は衆参両院で与党が多数を占める中、今国会での成立を期す構えだ。

菅義偉官房長官は会見で「テロを含む組織犯罪を未然に防止するための万全の態勢を整えることが必要」と意義を強調した。なるほど改正案では「共謀罪」の適用対象をテロ組織や暴力団などの「組織的犯罪集団」と規定する。しかし、政府は一方で「正当な団体でも目的が一変した場合は処罰の対象になる」との見解を示している。

つまり、表看板は国際的に脅威が増すテロ抑止を掲げながら、捜査機関の裁量や恣意（しい）的運用でテロと無関係の市民団体も取り締まることを可能にするのだ。

政府は法案成立を急ぐ理由に国際組織犯罪防止条約（TOC条約）の締結を挙げている。安倍晋三首相は「条約を締結できなければ、東京五輪・パラリンピックを開けないと言っても過言ではない」とまで言い切った。「テロ」「五輪」「国際条約」というキーワードをつなげ合わせ、法案の正当性と国民理解を誘導する狙いなのだろう。

原案で676あった対象犯罪数を277まで減らし「共謀」の2文字を消し去った。その上で原案になかった「テロ」の文言を加え「テロ等準備罪」とした。過去の共謀罪とは全く違い、構成要件が厳格で「一般の人が対象になることはあり得ない」とするが、国民への説得力はない。

法案が内包する問題は幾つもある。犯罪は実行後に初めて成立するものだが、法案は2人以上の重大な犯罪の計画段階で処罰対象とする。これは日本の刑法体系を大きく変質させるものだ。さらに捜査機関の権限拡大で監視網を広げる「監視社会」の強化につながっていく可能性もある。

電話の通信傍受やメールチェック、隠し撮り、屋内に送信機を仕掛けた日常会話傍受もあり得る。プライバシーの領域に立ち入ることなく「内心」を探ることはできず、人権侵害の恐れがある。市民団体や会社を対象になる懸念も根強く、国民を萎縮させかねない。どう字面をいじっても共謀罪の本質は変わらない。

野党側は、テロ防止に関して日本は13の国際条約を既に締結し、57の主要重大犯罪について未遂より前の段階で処罰できる国内法も整備済みと指摘する。日弁連は現行法でTOC条約批准が可能と主張している。

政府が丁寧な国会審議を目指すなら、まずは無知をさらけ出した金田勝年法相の辞任が先ではないか。

## ●京都新聞「共謀罪」法案 内心の自由危うくする

戦前のように、人が集まって話し合うだけで罰せられる社会につながりかねない。

新たな「共謀罪」を柱にした組織犯罪処罰法改正案がきのう閣議決定された。戦後民主主義社会の基底にある内心の自由を危うくする恐れを拭いきれない。

古来、アリの穴から堤も崩れるという。法案に反対である。

安倍政権は今国会での法案成立をめざすが、さまざまな疑問に答えられるのか。国民は議論の行方を注視する必要がある。

改正案は、「組織的犯罪集団」の2人以上のメンバーが重大な犯罪を計画し、少なくとも1人が資金の手配や下見など「準備行為」をしたとき、計画した全員が処罰される、としている。

実行後の処罰を原則とする現行の刑法体系が、根底から変わることになる。日本弁護士連合会の指摘に危機感がにじむ。

組織的犯罪集団の例示として、テロ組織や暴力団、麻薬密売組織などを挙げるが、あいまいさが残る。当初は別目的の組織でも、犯罪目的に一変したとみなされれば対象となる。

そこに恣意(しい)的な運用や捜査が入り込む余地がある。歴史をかえりみて、市民団体や労働団体などにも適用されかねない怖さがある。

要件である「準備行為」にしても幅がある。内部の計画合意をどう把握するのか。最高裁が違法としたGPS捜査のほか、電話やメールの傍受、おとり捜査などが広がりかねない。

これでは歯止めがきかない。思想の自由やプライバシーなどが脅かされる監視社会にならないか。

共謀罪法案は3回国会で廃案になっている。それを政府は2020年東京五輪・パラリンピックのテロ対策と看板を変え、共謀罪を「テロ等準備罪」に言い換えたにすぎない。国民に受け入れられやすいようにとの思惑が透けるだけに、用心しないとイケない。

政府は、2000年に日本が署名した国際組織犯罪防止条約に締結するため、共謀罪の新設が必要というが、もともと条約はマフィアなどによる経済的な犯罪の撲滅をめざすものだ。

日弁連は、新たな共謀罪なしでも、日本には条約締結できる法制度があると指摘する。組織犯罪集団による犯罪を未遂前に取り締まれる予備罪・共謀罪が計58あり、刑法の共謀規定も含め実際には広く共謀処罰が可能だという。

なぜ、それ以上に新たな共謀罪が必要なのか。怖さを感じる。

## ●神戸新聞「共謀罪」法案／テロ防止に必要と言うが

なぜ必要なのか、よく分からない。同じ思いの人も多いただろう。

政府が「共謀罪」の構成要件を変えた組織犯罪処罰法改正案を閣議決定し、国会に提出した。思想や内心が取り締まりの対象となり監視社会につながる恐れがあるなどとして、世論の強い反対で3度も廃案に追い込まれた「共謀罪」法案である。

政府は東京五輪・パラリンピックのテロ対策に欠かせないと訴える。ところが、当初与党に示された条文には「テロ」の表現がなく、批判を受けて急きょ文言が盛り込まれた。国民のテロへの不安をあおって積年の課題だった法案を成立させようとしているのではないかと見られても仕方がない。

これまでの説明を聞いても、残念ながら国民の疑問に誠実に答えようとする姿勢が見られない。

政府は、国連の国際組織犯罪防止条約締結のために「共謀罪」を新設する必要があると主張する。だが、日本はもともと「予備罪」や「準備罪」などの形で、犯罪の準備行為を処罰の対象にしてきた。法学者からは、これらの法律を活用すれば条約締結は可能で新たな法整備は必要ない、との指摘がある。

そもそも、この条約はマフィアなどの経済的な犯罪の撲滅を目指すもので、テロ対策のために採択されたものではない。

国際的なテロへの取り組みでは「テロ資金供与防止条約」などがあるが、日本はすべて締結している。法的な“武器”は相当整備されているのに、政府はさらに強力なものを求めていると映る。

憲法が保障する人権を侵害し社会が萎縮する、捜査機関が乱用する恐れがあるなど、多くの懸念が指摘されて

いるにもかかわらず、だ。

当初は676の犯罪を対象とし、一つも減らせないと答弁してきたのに、公明党の要請を受けるや、277に絞り込む。そんな恣意（しい）的な対応には法律の内容よりも成立を最優先する思惑が透けて見える。

担当大臣の金田勝年法相は先月、質問封じと受け止められかねない文書を公表し、野党に辞任を要求されている。提出された法案を巡っては、不十分な答弁で審議を停滞させるようなことは許されない。

もとより議論を尽くすことなく、与党が採決を強行するようなことはあってはならない。

## ●山陰中央新報 共謀罪法案／監視の網が広がる恐れも

政府は共謀罪を取り入れた組織犯罪処罰法改正案を閣議決定した。今国会に提出する。成立すれば、2人以上で重大な犯罪を計画したら実行しなくても処罰の対象となり、犯罪の実行で結果が発生して初めて罰するという刑事法の原則を大きく変える。犯罪を計画段階で防ぐ狙いは分かるが、必要以上に社会に監視の網が広がる恐れがある。

通信傍受で電話やメールの内容に目を光らせたり、隠し撮りしたりに加え、屋内に送信機を仕掛け日常会話を拾う会話傍受など、新たな捜査手法の導入も警察内で検討課題になっている。プライバシーの領域に立ち入ることなしに「内心」を探ることはできず、憲法が保障する基本的人権との摩擦も予想される。

政府は2020年の東京五輪・パラリンピックに向けテロ対策を強化するのに不可欠とする。過去に批判を浴び、法案が3度も廃案になったときの共謀罪と全く違い、構成要件が厳格で一般の人が対象になることはあり得ないと言う。だが法案の条文から、それは読み取れない。

適用対象は「組織的犯罪集団」だが、普通の団体なども目的が一変した場合には対象になると政府は答弁。対象犯罪も当初の半分以下に減らしたとはいえ、300近くに及ぶ。拡大解釈や過剰な取り締まりにより国への批判を萎縮させる恐れも指摘される。今後の審議で数々の疑念や不安が解消されるかどうかだ。

政府は閣議決定した法案から「共謀」の2文字を完全に消した。「内心の自由」を侵すと強い批判を招き、目の見なかった共謀罪法案とは異なることを強調するためだ。共謀罪ではなく「テロ等準備罪」という罪名を持ち出しテロ対策を前面に掲げた。過去の条文にあった「共謀」も「計画」に置き換えた。

さらに犯罪の合意つまり共謀に加え、下見などの「実行準備行為」がないと処罰できないよう構成要件を厳格化したとする。ところが先に与党に示した原案には「テロ」の表記は一切なく、テロ対策としてきた政府説明との整合性を問われた。

このため「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」と適用対象でテロに言及した。しかし、いくら字面をいじっても、共謀を罰するという本質は変わらない。しかも組織的犯罪集団は「重大な犯罪を実行するために結合する団体」と定義されるが、常習性や反復継続性などの要件はなく、市民団体や会社も対象になるとの懸念は根強い。

また犯罪の計画について現実的、かつ具体的でなければならないと政府は繰り返し説明しているものの、条文にそのような記述はない。下見のほか資金や凶器の用意などが例示される準備行為にしても、あいまいだ。

なぜ、この法案が必要なのか。政府は「テロの未然防止」を強調。テロの実行に着手する前に一網打尽にしたいが、航空機乗っ取りなどの事例を挙げて「現行法では的確に対処できない」とする。

野党が有力な学説を引き「ハイジャック防止法の予備罪を適用できる」と指摘しても「予備罪に当たらないこともある」と繰り返すばかりで、具体的に現行法のどこに不備があるのか説明はない。この法案のあいまいさと危うさはまだ解消されていない。

## ●中国新聞 「共謀罪」法案 刑事法の原則崩すのか

政府はきのう、「共謀罪」法案を閣議決定し、国会に提出した。共謀罪の構成要件を絞り込んで「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案である。呼び名や体裁を改めてはいるが、根本にある危うさは何ら変わっていない。

重大な犯罪が実行されなくても、計画の段階で処罰できるようになる。実際に罪を犯して初めて罰する刑事法の基本原則を崩すものだ。捜査機関の恣意（しい）的な運用で市民が適用対象にされ、逮捕される恐れもある。

プライバシーの領域が侵害され、「内心」の自由や表現の自由が軽視されかねない。市民生活の自由に対する脅威や危険性を認識する必要がある。

共謀罪法案は過去3度、国会に提出され、いずれも廃案になった。処罰対象が不明確で市民団体や労組のメンバーが摘発される恐れを指摘されたためだ。

そこで政府は「組織的犯罪集団」との要件を加え、一般市民が処罰の対象になる不安を解消したという。一方で、正当な活動をしていた団体なども目的や性格が一変した場合には、当然対象になると説明している。

問題は、何が「正当」で、どこから「不当」と認定されるのかがあいまいな点だ。その判断を捜査機関が担うのだから、なおさらだろう。範囲が広すぎるとの批判を受け、当初は676種類あった対象犯罪数も絞り込んだ。277種類にしたとはいえ、本質は変わるまい。

捜査機関の解釈次第で、処罰対象の枠組みは一気に広がる。企業の活動さえも対象となる可能性が排除されていない。

政府は東京五輪・パラリンピックに備えたテロ対策の強化に欠かせないと強調し、国際組織犯罪防止条約の早期締結を目指している。今回の「共謀罪」新設の根拠としてきた。

ただ、国連が求める条約の重点は本来、国境をまたぐマフィアなどの組織犯罪対策である。資金洗浄や人身売買、麻薬取引などを念頭に置く。テロ対策は含まれておらず、共謀罪を新設する理由には当たらない。

そもそもテロ対策であれば、刑法で、内乱や放火、殺人などに「陰謀罪」や「予備罪」がすでに設けられている。

「現行法では的確に対処できない」との説明を繰り返すだけでは、テロ対策を名目に不安をあおって強引に法整備を進めているようにしか映らない。

仮に成立すれば、計画段階の犯罪をあぶり出すため、社会に監視の網を広げようとする捜査機関の動きをどうコントロールするつもりだろうか。

通信傍受で電話やメールの内容をチェックしたり隠し撮りをしたりするのはもちろん、屋内に送信機を仕掛ける「会話傍受」も認めかねない。監視や密告が横行する息苦しい社会になってしまうかもしれない。

刑事法の基本原則を揺るがすだけでなく、国民の権利侵害につながりかねない法整備だ。政府は立法の必要性や合理性を厳密に立証し、国民に分かりやすく説明する責務がある。

政府・与党は今国会での成立を図る構えだが、法案は問題が多すぎる。国会審議で疑念や不安が一掃されない限り、到底受け入れることはできない。

数の力で無理やり押し通すようであれば、国民の信頼を損なうだけだ。

## ●山陽新聞「共謀罪」法案 本質に迫る十分な論戦を

政府は、犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案を閣議決定し、国会に提出した。今国会での成立を目指すというが、数々の疑念や不安のある法案だ。十分な審議が求められ、与党が数の論理で押し切ることは許されない。

共謀罪の法案は過去3回にわたって国会に提出されたが、廃案になっている。今回、政府は共謀罪でなく「テロ等準備罪」と呼び、テロ対策を強調している。過去の法案にあった「共謀」の2文字は消し、「計画」に書き換えた。世論の反発の強かった、過去の共謀罪とは違うと強調したいのだろう。

ただ、名称を変えても、犯罪を実行前の段階で幅広く処罰できるようにするという本質は変わらない。国際組織犯罪防止条約の締結のためという法整備の理由も、過去の共謀罪と同じである。

国会論戦で、まず明らかにしてもらいたいのは、条約締結のために本当に必要なのかという点だ。日弁連が条約の趣旨から、現行法でも条約締結は可能だと指摘するなど、法律の専門家の間でも見解が分かれている。法務省によれば、現行法でも「共謀」や「陰謀」など計画段階で処罰できる罪は66ある。

これまでの国会審議で、政府は航空機の乗っ取りなどいくつかの事例を挙げ、「現行法では的確に対処できない可能性がある」と説明した。これに対し、野党は既にあるハイジャック防止法の予備罪などが適用できると反論している。現行法のどこに不備があるのか、政府はより具体的に示すべきだ。

今回の法案は277の犯罪をまとめて「共謀罪」の対象としている。なぜ、個別の法律の見直しでなく、包括的に網をかける必要があるのか。過去の共謀罪の法案は600以上の犯罪を対象とし、政府は2005年に「犯罪の内容に応じて選別することは条約上できない」とする答弁書を閣議決定している。にもかかわらず、今回は公明党の要請で、対象犯罪を半分以下に絞った。過去の政府の説明との整合性が問われよう。

今回の法案は適用対象を「組織的犯罪集団」とした。政府は、過去の共謀罪と違い、構成要件が厳格で一般人が対象になることはないと説明する。だが、法務省は「正当な活動を行っていた団体でも、目的が一変した場

合は処罰の対象となる」との見解も表明している。いつ、何をもって「一変した」と判断するのかを法案では具体的に示しておらず、捜査機関による恣意（しい）的な運用が起り得る懸念は拭えない。

法の拡大解釈や過剰な取り締まりにどう歯止めをかけるのか。さまざまな疑問があるが、これまでの国会質疑で、金田勝年法相は「法案提出後に説明する」と繰り返すだけだった。今後の論戦で政府が具体的に説明できなければ、国民の理解は広がるまい。

## ●徳島新聞(3月20日付) テロ等準備罪 必要性は認められない

政府の迷走ぶりは、この法案がいかに関問題が多いかを物語っている。

共謀罪の構成要件を厳しくした「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案のことだ。政府は21日にも閣議決定する構えだが、到底、賛成できない。

というのも、捜査当局の拡大解釈や乱用への懸念が尽きないからである。

政府が改正案で強調するのは「東京五輪・パラリンピックを見据えたテロ対策の強化」の必要性だ。各国の連携強化のためには国際組織犯罪防止条約の締結が不可欠で、締結の要件として法整備が要ると主張する。

条約は「4年以上の懲役・禁錮を定めている罪」を犯罪とするよう要請しており、当初、対象犯罪は676に上った。ところが、政府は公明党の意向も踏まえて、直接テロの手段になり得るものを中心に277に削減した。

これでは、政府が2005年に閣議決定した「犯罪の内容に応じて選別することは条約上できない」という答弁書との整合性が取れない。

政府は、自民党法務部会で「当時は条約を担保するために慎重な対応を取った」と釈明したが、そんな場当たりの説明で国民が納得するわけがなからう。

改正案では「組織的犯罪集団」の活動を対象とし、現場の下見など「準備行為」の要件も規定した。犯罪実行前に自首した場合は刑を減免する規定を盛り込んだが「密告を奨励する」との批判もある。

共同通信社が今月中旬、実施した全国電話世論調査によると、改正案への反対は45・5%で、賛成の33・0%を上回った。賛成が42・6%、反対が40・7%だった1月の調査と賛否が逆転したのは、国民が不信感を強めている証しではないか。

改正案を巡る金田勝年法相の対応も一因である。答弁能力の不足を露呈したばかりではない。2月には、法務省が報道機関向けに、改正案提出前の衆院予算委での審議を回避したいとする文書を発表。法相は撤回し、謝罪に追い込まれた。

テロ対策を強調しているのに、与党に示した条文案には「テロ」の表記がなかったのも問題だ。与野党から批判の声が上がったため、政府は条文に「テロリズム集団」の文言を入れて、与党の了承を得たが、その場しのぎの対応との感が拭えない。

安倍晋三首相は1月の衆院代表質問で「条約を締結できなければ、東京五輪を開催できないと言っても過言ではない」と答弁したが、説得力は薄れている。

外務省の調べでは、経済協力開発機構(OECD)に加盟する35カ国のうち、条約の締結に際して、「共謀罪」などを新設したのは4カ国にとどまる。大半は、既存の国内法で対応していた。

テロ対策は極めて重要だが、日本でも既存の法律で対応できるはずだ。

## ●高知新聞【「共謀罪」法案】国民の不安を拭えるのか

政府は、共謀罪の構成要件を変えた組織犯罪処罰法改正案を閣議決定した。今国会での成立を目指す。

共謀罪を新設するための法案は2003年から05年にかけて、3度国会に提出された。いずれも国民の強い反発で廃案になっている。

今回の改正案は「組織的犯罪集団」に適用すると規定し、対象となる犯罪も絞った。とはいえ、根強い懸念を解消できるのか。国会審議を通じ、問題点を浮き彫りにしなければならない。

共謀罪は重大犯罪の実行行為がなくても、謀議に加わるだけで処罰できるようにするものだ。

ごく一部の例外を除き、実行された犯罪を裁く刑事法制の原則を大きく転換することになる。それだけに捜査当局の恣意（しい）的な判断で、市民活動や思想・信条の自由を脅かされないか、不安がつきまとう。

政府は20年の東京五輪・パラリンピックに向けたテロ対策の強化をうたい、罪名を「テロ等準備罪」と呼んで構成要件を見直した。テロを未然に防ぐ必要性は言うまでもないにせよ、根本的な危うさは残ったままといわ

ざるを得ない。

改正案ではこれまでの批判を踏まえ、当初は676としていた対象犯罪を277に絞ったが、それでも捜査機関による乱用の恐れは拭えない。

政府は適用対象を「組織的犯罪集団」と位置付けるが、一方では「正当な活動をする団体も目的が一変すれば組織的犯罪集団となる」と説明している。

「一変」したかどうかの基準も「具体的な事情を考慮して総合的に判断する」（金田法相）という曖昧さだ。捜査機関側がいかようにも判断しかねない。

構成要件とする犯罪の準備行為にしても、同様の懸念が浮かぶ。現場の下見や資金調達などを挙げるが、犯罪の準備とどう認定するのか。拡大解釈の余地があれば、乱用の歯止めになるまい。市民による集会やデモへの抑圧につながらないか。

政府はテロ対策を前面に押し出すものの、当初の改正案には「テロ」の表記さえなかった。

そもそも、政府が「共謀罪」を設ける根拠とする国際組織犯罪防止条約にしてもテロ対策がメインではなく、マフィアによる薬物犯罪や資金洗浄などを想定したものだ。

既に締結した国でも、既存の国内法で対応したケースが多い。日本もテロに関連する犯罪について現行法の予備罪や準備罪で対応できるとの指摘がある。

直近の世論調査では改正案に反対の声が45・5%と、賛成の33・0%を上回っている。政府の前のめり姿勢とは裏腹に、国民が抱える懸念を表しているといつてよい。

現行法や個別の犯罪に関する予備罪などの検討で、なぜ対応できないのか。

国民の人権に大きく関わる問題だけに、数の力で押し切ることは許されまい。国民が納得できるだけの説明を求める。

## ●西日本新聞「共謀罪」閣議決定 国会で徹底審議が必要だ

数多くの懸念や疑問を抱えた法案である。国会で徹底的な審議が必要であるのは言うまでもない。

政府はきのう、共謀罪の構成要件を変えた組織犯罪処罰法改正案を閣議決定した。

私たちは慎重な対応を繰り返し政府に求めてきたが、政府はまず制定ありきの姿勢を崩さず法案づくりを優先させた。拙速で泥縄式の対応と言わざるを得ない。

犯罪を行おうと2人以上で合意した段階で処罰する共謀罪は日弁連や市民団体、野党などの反対で過去に3回も廃案となった。話し合ったりメールをやりとりしたりするだけで罪に問われ、憲法が保障する思想信条の自由を侵しかねない。そんな恐れが強いからだ。

政府は2020年東京五輪・パラリンピックに向けたテロ対策を前面に掲げて、今回の「共謀罪」新設に国民の理解を得ようとした。安倍晋三首相は「制定できないと五輪が開催できないと言っても過言ではない」とまで言い切った。ところが、法務省の原案には「テロ」の文言が一切なく、慌てて付け加えるお粗末さだった。

実行後の処罰を原則とする刑法体系に反すると指摘され、資金手配や下見など「準備行為」を要件に加えた。しかし「心の中」を罰しようとする本質は変わらない。

対象犯罪が676では多過ぎると注文され277に絞り込んだ。それでも市民団体や労働組合に適用される恐れは消えない。対象は「組織的犯罪集団」だが、政府見解は「正当な活動をしていた団体も目的が一変した場合は組織的犯罪集団」と曖昧だ。捜査当局の恣意（しい）的運用への懸念も拭えない。

政府は国際組織犯罪防止条約の締結に必要とも説明するが、現行法で対応できるとの意見は根強い。対象犯罪の絞り込みが適正なのか、納得のいく説明もない。

共同通信社の最新世論調査によると、改正案に反対は45・5%で、賛成の33・0%を上回った。問題の多い法案であることを多くの国民が憂慮している。

この世論を肝に銘じて、国会は審議を尽くしてほしい。

## ●佐賀新聞「共謀罪」が閣議決定 人権侵害の恐れはないか

過去に廃案となった「共謀罪」を取り入れた組織犯罪処罰法改正案が閣議決定され、今国会に提出された。政府は東京五輪を控えてのテロ対策を強調するが、法が恣意（しい）的に運用されれば、国民のあらゆる行為に捜査の目が向けられる恐れがある。基本的人権を侵害することはないのか、慎重な法案審議が求められる。

政府は共謀罪ではなく、「テロ等準備罪」と呼ぶ。菅義偉官房長官は閣議決定後の会見で「かつての共謀罪と明らかに別物。3年後の五輪に向け、テロを含む組織犯罪を未然に防ぐために万全の態勢を整えたい」と理解を求めた。

法案はテロリストなどの犯罪集団が重大犯罪を計画し、そのうちの一人が現場の下見や、資金や物品の手配など準備行為に着手した場合、計画に関わった全員を逮捕できるとしたものだ。

過去に3度廃案になった経緯を考えれば、政府も「国際社会と連携したテロ対策」と国民の理解を得たいだろう。ただ、そのために、犯罪行為の実行を構成要件とする刑法の大原則を変えるやり方には釈然としないものがある。

対象となる罪は277に及ぶ。テロ対策と言いつつ、その犯罪を見ると「無資格モーターボート競走」「商標権侵害」「株式の超過発行」などテロとの関係性を感じにくいものが多い。国民を守るには犯罪の準備段階から取り締まることが必要なケースもあるが、殺人やハイジャックなどの凶悪犯罪には予備罪が適用できる。現行法でも対応できそうなのに、新たな「準備罪」は必要なのだろうか。

法案は犯罪集団に限定し、市民団体や労働組合などが捜査を受けることはないとする。しかし、テロリスト集団が構成員の名簿をつくるはずもない。捜査機関はテロ行為への「協力者」を捜すため、捜査の範囲を広げようし、無関係の国民が内偵されることもあるだろう。また、市民団体が捜査機関の判断で「犯罪集団」となる懸念はぬぐえていない。

犯罪の構成要件に「現場の下見」がある。今はあらゆるところに監視カメラがあり、携帯電話の電源が入っていれば、位置情報も簡単に把握できる。偶然、犯行現場の予定地近くを通ることもあるだろう。それを「下見」と見なされる間違いは起きないのか。

テレビの取材で女性が「まだ起きていない犯罪に、自分が関与していないことをどう証明できるのか」と話したが、詳細に検証しないと不安が尽きない法案だ。

国会は今、政治家の関与が疑われている森友学園への国有地払い下げ問題で揺れている。自民党は全容を知る官僚の国会招致を拒み続ける。政官癒着の疑惑解明を棚上げして、権力による監視で国民の萎縮を招く恐れがある「共謀罪」の審議をすることは許されるのか。混乱に乗じて法案を成立させようという意図も感じられる。

テロ対策を大義名分にした警察権の強化が進められている。戦前や戦中は警察権の乱用で、政治的な不満を力で抑えた。その反省から、現行憲法や刑法が逮捕権の行使に慎重であることを再び思い起こしたい。

基本的な人権は一度後退すれば、元に戻すのは簡単ではない。後悔をしないためにも、法案審議は時間にとらわれず、慎重に進めるべきだ。(日高勉)

## ●宮崎日日新聞「共謀罪」法案提出

### ◆「内心の自由」侵される恐れ◆

政府は、共謀罪を取り入れた組織犯罪処罰法改正案を閣議決定し、国会に提出した。成立すれば、2人以上で重大な犯罪を計画したら実行しなくても処罰対象となり、犯罪の実行で結果が発生して初めて罰するという刑事法の原則を大きく変える。

捜査機関は計画段階の犯罪をあぶり出すため、社会に監視の網を広げようとするだろう。プライバシーの領域に立ち入ることなしに「内心」を探ることはできず、憲法が保障する基本的な人権との摩擦を生むのは避けられない。

一般人も適用対象か

過去に批判を浴び、法案が3度も廃案になったときの共謀罪と違い、構成要件が厳格で一般の人が対象になることはあり得ないと政府は言う。だが法案の条文から、そうしたことは読み取れない。

適用対象は「組織的犯罪集団」だが、普通の団体なども目的が一変した場合には対象になると政府は答弁。対象犯罪も300近くに及ぶ。拡大解釈や過剰な取り締まりにより国への批判を萎縮させる恐れも指摘され、今後の審議で数々の疑念が解消されない限り、この法案は受け入れられない。

政府は閣議決定した法案から「共謀」の2文字を消した。「内心の自由」を侵すと強い批判を招き、日の目を見なかった共謀罪法案とは異なることを強調するためだ。共謀罪ではなく「テロ等準備罪」という罪名を持ち出し、テロ対策を前面に掲げた。

さらに犯罪の合意つまり共謀に加え、下見などの「実行準備行為」がないと処罰できないよう構成要件を厳格化したとする。ところが先に与党に示した原案にはテロ等準備罪も含め「テロ」の表記は一切なく、テロ対策



としてきた政府説明との整合性を問われた。

このため「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」と適用対象でテロに言及した。しかし字面をいじっても、共謀を罰するという本質は変わらない。

現行法の限界説明を

しかも組織的犯罪集団は「重大な犯罪を執行するために結合する団体」と定義されるが、常習性や反復継続性などの要件はなく、市民団体や会社も対象になるとの懸念は根強い。また犯罪の計画について現実的、かつ具体的になければならないと政府は繰り返し説明しているものの、条文にそのような記述はない。下見のほか資金や凶器の用意などが例示される準備行為にしても、あいまいだ。

そもそもなぜ、この法案が必要なのか。政府は「テロの未然防止」を強調。航空機乗っ取りなどの事例をいくつか挙げて「現行法では的確に対処できない」とする。

野党が有力な学説を引き「ハイジャック防止法の予備罪を適用できる」と指摘しても「予備罪に当たらないこともある」と繰り返すばかりだ。具体的に現行法のどこに不備があるのか説明しない。どこまでいっても、この法案にはあいまいさと危うさがつきまとう。

## ●熊本日日新聞「共謀罪」閣議決定 恣意的運用の懸念拭えず

過去3度廃案となった共謀罪が「テロ対策」の名の下に復活する雲行きだ。捜査機関が恣意[しい]的に運用する恐れはないか。基本的人権は守れるのか。懸念は拭えない。

政府は21日、共謀罪の構成要件を変えた組織犯罪処罰法改正案を閣議決定した。

改正案によると、「共謀罪」の適用対象は「組織的犯罪集団」と規定。2人以上で犯罪を計画し、うち少なくとも1人が現場の下見や資金・物品調達などの「準備行為」をしたときに計画に合意した全員が処罰される。

政府は2020年東京五輪・パラリンピックを見据えたテロ対策のため、国際組織犯罪防止条約の早期締結を目指す。条約は「重大な犯罪の合意(共謀)」と「組織的犯罪集団への参加」の少なくとも一つを犯罪化するよう要請。これが新設の根拠だという。

大きな疑問は、そもそも「共謀罪」がなければ条約を締結できないのかどうかだ。安倍晋三首相は「条約を締結できなければ、東京五輪を開催できないと言っても過言ではない」と強調、法整備に理解を求める。

しかし、テロに関連する予備罪や準備罪の立法は終わっており新設は必要ないとの指摘もある。外務省によると、経済協力開発機構(OECD)加盟35カ国のうち、条約締結のため新たに共謀罪などを創設したのは4カ国。ほとんどは既存の国内法で対応している。

疑問はまだある。条約は4年以上の懲役・禁錮を定めた罪を対象にするよう求めており、政府は当初676の犯罪を対象とする方針だったが、批判を受けて277に絞り込んだ。

一方で政府は05年、「条約の規定から犯罪の内容によって選別できない」との答弁書を閣議決定していた。「当時は条約を担保するために慎重な対応を取った」と釈明するが、整合性に欠ける。

適用対象となる「組織的犯罪集団」の定義も問題だ。政府は「市民団体や労働組合は対象にならない」と説明。日弁連は犯罪の「常習性」や「反復継続性」の要件がないことから、対象が限定されているとは言えないと指摘する。

また法務省は、正当な活動を行っていた団体でも目的が「一変」した場合は処罰の対象になる、との見解を表明した。しかし、誰が、何をもち「一変」したと判断するのか。そこに捜査機関の意図が入り込む余地はないのか。

「共謀罪」新設は、犯罪の執行を罰するのが原則である日本の刑法体系を大きく変え、広範な犯罪を計画段階で処罰できるようになる。捜査機関は犯罪をあぶり出すために社会に監視の網を広げようとするだろう。市民のプライバシーに立ち入る捜査が日常的に行われる可能性もある。

共同通信社の最新の世論調査では、「共謀罪」法案に反対が45%で賛成の33%を上回った。これまでの政府の説明は不十分で、国民の理解は深まっていない。国会は決して成立を急がず、慎重の上にも慎重な審議を重ねるべきだ。

## ●南日本新聞「共謀罪」提出 人権を抑圧する武器になりかねない

日本を監視社会に変え、市民生活を息苦しくするようなことはないのか。

政府の意に沿わない市民活動などにも幅広く法の網をかけ、取り締まることはないのか。

人権や自由を侵害する恐れが解消されない中での見切り発車と言わざるを得ない。

犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の新設を柱とする、組織犯罪処罰法改正案を政府が閣議決定し、国会に提出した。

政府は、2020年の東京五輪・パラリンピックを見据えた「テロ対策」強化のための法整備が必要だとし、「構成要件を厳格化した」と過去の共謀罪法案との違いを強調する。

一方、野党や研究者らは過去の共謀罪法案と本質は変わらないと批判。実行後の処罰を原則としてきた日本の刑法体系を大きく変えることになるかと反対している。

過去の法案は、捜査機関の拡大解釈や乱用を懸念した世論の反発でこれまで3度、廃案になった経緯がある。

今回の法案を巡っては、金田勝年法相が国会答弁に窮し、野党から辞任要求されるなど政府側の混乱が目立つ。

テロは断じて容認できない。だが、法整備の必要性を十分に説明できないまま、国民生活に重大な影響を及ぼしかねない法案の成立を急ぐことは到底許されない。

国会は「成立ありき」ではなく慎重に論議すべきだ。

#### ■国際条約と食い違い

政府は法整備を急ぐ理由に、国際組織犯罪防止条約の締結を挙げている。

日本が2000年に署名した条約は「重大な犯罪の合意」（共謀）などを犯罪とするよう求めており、政府はこれを「共謀罪」新設の根拠にしている。

安倍晋三首相は1月の衆院代表質問で「条約が締結できなければ東京五輪を開催できないと言っても過言ではない」と答弁した。

しかし、条約はそもそも組織的犯罪集団を「金銭的利益その他の物質的利益を得るため行動するもの」と定義する。

03～05年に政府案が提出された際に想定されていたのは、マフィアによる薬物密輸やマネーロンダリング（資金洗浄）など経済的な犯罪の撲滅だった。

野党が「目的をすり替え、国民の目をそらせている」と批判するのは当然だろう。

また処罰の対象について、政府はあくまでテロ組織や暴力団などの犯罪集団と主張する。一般の人は対象外という。

具体的には、犯罪を計画した2人以上のうち、少なくとも1人が資金や物品の手配、関係場所の下見などの「実行準備行為」をしたときに処罰するというものだ。

犯罪の計画について現実的、かつ具体的でなければならぬと政府は繰り返し説明するが、条文にそのような記述はない。

捜査機関による恣意（しい）的な運用拡大で、市民団体や労働組合の活動も対象にされる可能性は捨てきれない。

原発に反対するグループや、沖縄の米軍基地に抗議する市民活動などもターゲットになるのではないかと。そんな疑念は強い。

というのも、政府は一般の団体が組織的犯罪集団に「一変した」と認定すれば処罰対象になると説明しているからだ。

だが、どこで「一変した」かを見極めるのは極めて難しい。一変したと認めるためには、それ以前からの監視が必要ではないか。

誰が、いつ、どこで何を企てるのか。そのために監視や盗聴、密告などが横行する恐れが懸念されている。

#### ■「内心の自由」を侵す

政府は閣議決定した法案から「共謀」の2文字を消した。

「内心の自由」を侵すと強い批判を受け、日の目を見なかった共謀罪法案とは異なることを強調するためである。

共謀罪ではなく「テロ等準備罪」という罪名を持ち出し、テロ対策を前面に掲げた。過去の条文にあった「共謀」も「計画」に置き換えた。

ところが、与党に示した原案に「テロ」の文言はなく、批判を受けると、急きょ挿入することを決めた。

野党が主張するように、こうした姿勢は国民を安心させるための「印象操作」ではないのか。

条約は4年以上の懲役・禁錮を定めた罪を対象にするよう要請している。政府は当初676の犯罪を対象にする方針だったが、「広すぎる」との批判を受けると277に絞り込んだ。

政府は過去に、条約の規定を理由に、共謀罪の対象範囲は減らせないと答弁書を閣議決定している。今回の改正案との整合性はどうか。納得できる説明が求められる。

野党などは現行法でテロ対策は可能と主張している。政府がそれでは不十分というなら、国民に丁寧に説明する必要がある。

できなければ、問題のある法案は撤回すべきだ。

日弁連は「未遂はおろか予備にすら至っていない段階で犯罪が成立することになり、刑法体系を根底から変容させるものとなる」と危惧している。

そのことも忘れてはならない。

## ●沖縄タイムス「共謀罪」閣議決定 人権軽視の懸念拭えず

犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案が閣議決定された。

看板は変わっても、過去3度廃案になった共謀罪と本質的に変わりはない。内心の自由や表現の自由を脅かしかねず、強く反対する。

政府は2020年の東京五輪に向けた「テロ対策」として法案の必要性を強調している。

適用対象はテロ組織や暴力団など「組織的犯罪集団」で、2人以上で犯罪を計画し、うち1人でも資金の手配や関係場所の下見など「準備行為」をしたときに、計画に合意した全員が処罰される。

対象となる犯罪を当初の半分以下の277に絞り込んだとはいえ、範囲は広い。

話し合っただけで処罰されるというのは、犯罪実行後の「既遂」を原則としてきた日本の刑法体系を根本から覆す。思想及び良心の自由を保障した憲法にも反する。

とりわけ世論の批判が強いのは、市民がその対象となり、監視社会への道を開く恐れである。

政府は「一般市民が対象となることはない」と繰り返し説明する。しかし組織的犯罪集団の概念はあいまいで、「正当な活動をする団体でも目的が一変すれば処罰の対象となる」との見解を示している。一変したかどうかを見極める捜査機関の恣意(しい)的な運用への懸念が消えない。

戦時中に戻るような嫌な空気が漂うのは、国家が国民の心の中に踏み込む「監視の網」が広がろうとしているからだ。

改正案が反基地運動を展開する市民をターゲットにしているのではとの批判の声も根強い。

米軍基地周辺での抗議行動が刑事特別法の「軍用物などの損壊」の下見と見なされたり、座り込みなどの呼び掛けが組織的威力業務妨害罪の「共謀」とされる可能性の指摘だ。

法律の拡大解釈や過剰な取り締まりは、市民運動を萎縮させる。

反基地運動のリーダーが微罪にもかかわらず約5カ月にもわたって勾留されたことと背景が似ている。自分たちにとって不都合な声を封じ、排除しようとするのが安倍政権のやり方なのか。

名護市辺野古の新基地建設を巡って、これから埋め立て工事が本格化すれば、政治的表現の自由への規制が一層懸念される。

政府は共謀罪ではなく「テロ等準備罪」との罪名を持ち出しテロ対策を前面に掲げるが、当初与党に示した案には「テロ」の表記がなかった。

もちろんテロを未然に防ぐことは重要である。だがすでに一定の重大な犯罪には共謀罪、予備罪などが整えられている。政府が法改正の根拠とする国際組織犯罪防止条約も現行法のままで締結できる。

特定秘密保護法の制定と通信傍受の拡大を柱とした改正刑事訴訟法の成立、今回の共謀罪は密接に関係している。

民主主義社会の根幹である基本的人権を軽視し、市民生活に深刻な影響を及ぼす法律をつくる必要はない。

## ●琉球新報「共謀罪」国会提出 無用で害悪、即刻廃案に

無駄なことの例えに「屋上屋を重ねる」という言葉がある。政府が国会に提出した組織犯罪処罰法改正案、いわゆる「共謀罪」法案はまさにその典型だ。現在ある法に基づいて対応できるのに、なぜ無用の法を加える必要があるのか。

捜査機関の恣意(しい)的な運用で市民監視社会に道を開きかねない悪法でもある。無駄どころか害悪でしかない。

法案の柱は犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の新設だ。現行刑法は犯罪の結果である「既遂」に対する処罰を原則としている。犯罪の前段階である「未遂」「予備」「陰謀」は、それぞれ殺人や内乱など引き起こされる結果の重大性によって厳密に適用される範囲が定められている。

計画段階での処罰を可能にすることは「既遂」を原則とする刑法の体系をも根幹から揺るがす。

政府は「共謀罪」の必要性に関してテロ防止を前面に掲げ、法案成立を急務とする。だが化学兵器や病原体などの使用、犯罪による収益に関する事実の隠匿など、テロ行為につながる準備段階の行為は、現行法でも処罰できる。

テロ防止が目的だとしても、犯罪行為を計画段階で察知するには、捜査機関にさらなる権限を与えることが予想される。手段としては盗聴、尾行、潜入（おとり）捜査などが考えられる。これらが日常的に実行されれば、まさに警察による監視社会の実現だ。

米軍基地周辺で行われる抗議活動が兵器や弾薬などの損壊行為に向けた下見と見なされ、「共謀罪」の適用対象になるという懸念は与野党にかかわらず存在する。

安倍晋三首相は1月の国会答弁で、処罰対象は「そもそも犯罪を犯すことを目的とする集団」としていたが、2月には「そもそもの目的が正常でも、一変した段階で一般人であるわけがない」と説明を変えた。労働組合など正当な目的の団体であっても、捜査機関が「組織的犯罪集団」として認定すれば処罰対象にすると受け止められる。

東村高江でのヘリパッド建設に対する抗議活動で本来なら立件すら疑わしい事案を公務執行妨害などとして起訴し、政権批判を封じるのが現政権の体質であり、司法も追認する。犯罪集団と認定される危険性は誰にでもあるが、現政権で歯止めはないに等しい。市民社会の自由が奪われる前に即刻廃案にすべきだ。

## ●しんぶん赤旗 「共謀罪」閣議決定/刑法原則に反する法案阻止を

安倍晋三内閣は、国民の批判が日に日に高まっている「共謀罪」を導入する法案を、「テロ等準備罪」に名称を変えるなどして閣議決定しました。政府・与党は「対象犯罪を減らした」「条文のなかにテロの文言を入れた」「準備行為を要件とした」「組織的犯罪集団だけが対象」などの「手直し」をしたとしていますが、危険な本質は変わっていません。

人権侵害の「大綱」かける

今度の法案に「共謀」の言葉はありません。しかし、法案の「(犯罪の) 遂行を2人以上で計画した者」との文言は、法律的には「犯罪を共謀した者」と全く同じ意味です。政府のいう「手直し」も、単なるイメージ戦略で、何の限定にもなっていません。十数年前に国会に提出され廃案になった当初の法案と本質は少しも変わらず、まぎれもない共謀罪法案です。

政府は、共謀罪法案は、国境を越えた物質的利益（金銭など）を目的とした犯罪集団の犯罪を防止するための条約（TOC条約）の批准が目的といいます。その批准には今回のような法律は必要ないのに、条約の文言を利用し、あらゆる重大犯罪の共謀をすべて処罰するという大きな網をかけ、国民の基本的な人権を侵し、日本の刑法の考え方に真っ向から反する法律をつくらうというのです。

共謀の処罰は、国家権力から個人を守る歴史に逆らうものです。近代的な刑法が確立する以前は、思想や信仰が処罰の対象になり、恣意（しい）的な刑罰が横行しました。日本でも、現行憲法が成立する以前は、思想・信条や言論が処罰され、また犯罪の恐れがあるとして、何もしていないのに「予防検束」をする制度までありました。

これに対し現代の刑法は、犯罪が実際に行われた場合に逮捕したり、処罰したりするのが原則です。日本の現在の刑事法では、犯行に着手しても未遂であれば処罰されないものもあります。一部の重大な犯罪については、準備行為や予備行為などが処罰対象になります。共謀も、その「共謀した犯罪」が実際に行われた時に初めて処罰の対象になるわけです。しかし、「犯罪の相談をしているのだから予防のために検挙し、処罰してもいい」という、今度の共謀罪は、これらと全く異なります。

共謀とは、相談し、計画に合意することをいうので、その場の“雰囲気”“勢い”だけで実際に合意など成立しないことも多々あります。仮に「合意」しても翌日取り消されるかもしれません。

当事者だけの話し合いだけで、外部への行動がない段階の捜査は、個人の思想や内心の自由に深刻にかかわってきます。電話盗聴や盗撮などの人権侵害のやり方が横行し、さらには最高裁で違法とされたGPS捜査に頼るしかなくなります。また、おとり捜査を含む密告の利用など基本的な人権を侵す恐れの高い手段が使われれば、冤罪（えんざい）の発生の可能性は高まります。監視社会への道は許されません。

#### 4度廃案に追い込むため

TOC条約の批准でいえば、それに限った法的対応を取ることは十分可能です。そもそも条約の批准は、各国の国内法を尊重して対応することが認められており、政府の口実は成り立ちません。

過去3度廃案に追い込んだ共謀罪法案を4度阻止するため、世論と運動を広げることが重要です。